

解散公告（第一回）

当法人は、総会決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

青森県むつ市金谷一丁目一七番五五号

職業訓練法人むつ職業能力開発協会

清算人 下斗米昭兵

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府城東区新喜多一丁目二番七号リバーカントリーガーデン二〇三号室

医療法人祥和会

清算人 小森 正明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十四日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府豊中市上野坂一丁目二番二〇号

医療法人よしおか医院

清算人 吉岡 儀子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十九日

東京都港区新橋五丁目一四番六号

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
安部 士郎 千葉県船橋市丸山三丁目一六番四号

令和八年七月二十九日

大阪府枚方市宇山町五番一七号

医療法人やしる皮膚科

清算人 八代 典子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

香川県善通寺市金蔵寺町一三三七番地

宗教法人秀教寺

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人 弁護士 和田 節代

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

大阪府此花区春日出中二丁目一六番二三号

医療法人小山医院

清算人 小山 智継

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十九日

熊本県山鹿市方保田三六四三番地一

医療法人太一会

清算人 古川梨枝子

株式会社日比谷情報サービス

代表取締役 鈴木 康仁

株式の種類及び数

普通株式 八四〇〇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市江部乙町東十二丁目一番、最後の住所北海道滝川市江部乙町東十二丁目一番四号 被相続人 亡 宮腰 仙造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階 丸山健法律事務所

相続財産清算人 弁護士 丸山 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区中落合四丁目二二七九番地、最後の住所埼玉県上尾市大字小敷谷一〇〇二番地ロンドモンスターニユ五〇七 被相続人 亡 石附かほる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

埼玉県新座市東北二丁目三六番二七号志木駅前新座ビル三階本山健法律事務所

相続財産清算人 弁護士 本山 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区浜田山四丁目九八二番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田一七二五番地一 コーポ田園二〇一号 被相続人 亡 中山 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

埼玉県飯能市仲町二番二号馬場ビル三階C室飯能法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木 翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市東藤沢六丁目一四一番地一七、最後の住所埼玉県入間市東藤沢六丁目一二番一〇号久野レビュート二〇二 被相続人 亡 石川 良太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

埼玉県川越市脇田町一六一二九川越脇田ビル三階川越第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市山崎一三三番地、最後の住所千葉県野田市根三三番地の一六 被相続人 亡 戸辺 修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

事務所千葉県柏市中央町六一九 R F I E L D S K A S H I W A 四階 柏綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 守屋 智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原イ九三番地、最後の住所千葉県香取市佐原イ九三番地 被相続人 亡 東迫 清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

事務所千葉県中央区中央四丁目一二番一〇 K A 中央ビル五階 梨本・山本総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 梨本 勝